

農業委員会だより

令和4年4月 第63号(年2回発行) 編集・発行:板橋区農業委員会 電話 3938-5114



農業スキル育成講習の様子
(講習については3ページに記載)

都市農業振興イベント開催予定

日程	イベント
5月6日	茶摘み体験
5月7、8日	春の植木市
5月16~19日	さつきフェスティバル
6月18日、 20~24日	農業収穫体験 (じゃがいも)
10月上旬	秋の植木市
11月12日	農業収穫体験 (大根、人参)
11月12、13日	板橋農業まつり
令和5年1月7日	新春七草がゆの集い

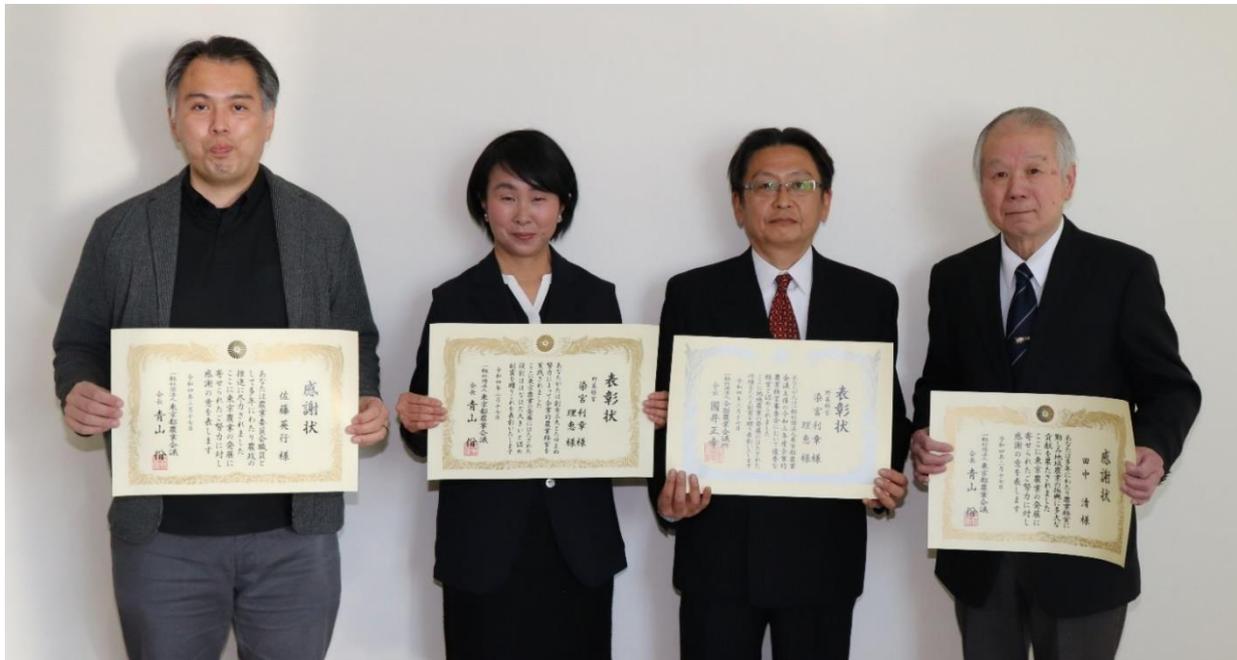


昨年のさつきフェスティバルの様子

※ 新型コロナウイルスの感染状況により変更になる場合があります。

第61回企業的農業経営顕彰・令和3年度農業功労者表彰の受賞

板橋区からは3組4名の方が受賞されました。誠におめでとうございます。



写真右から

・田中 清 様 令和3年度農業委員会等功労者（農業功労者感謝状）

平成26年から令和2年までの2期6年に渡り、板橋区農業委員として、板橋農業の発展にお力添えをいただきました。また、東京都農業組合では、青壮年組織協議会花木植木部会長、同協議会委員長、同協議会会長を歴任され、地域農業の振興にご尽力いただきました。

・染宮 利章 様・理恵 様 第61回企業的農業経営顕彰

（全国農業会議所会長賞・東京都農業会議会長賞）

平成26年から現在に至るまで、板橋区農業委員として、農地保全、都市農業の確立に貢献されてきました。令和元年に農業法人 株式会社大櫛を設立し、板橋区初の認定農業者に認定されました。また、令和3年には東京都エコ農産物の認証を取得されています。地元の中学生を対象にした収穫体験や学校給食への出荷等の功績が認められ、板橋区からは初となる全国農業会議所会長賞を受賞されました。

・佐藤 英行 様 令和3年度農業委員会等功労者（東京都農業会議会長感謝状）

平成29年度から令和3年度まで5年間に渡りに赤塚支所都市農業係職員として、農業まつりをはじめ、様々な農業振興事業にご尽力いただきました。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和4年2月17日にKOTORIホール（昭島市民会館）において開催を予定していましたが第63回東京都農業委員会・農業者大会は、残念ながら中止になりました。

農業スキル育成講習を始めます

令和4年4月から、基礎的な農業スキルを持った人材に対して、区内農業者の指導により、年間を通して実践的な実技指導を行い、将来農業者の農耕作業や区農業振興事業の担い手となる人材育成を目的として、「農業スキル育成講習」を開催いたします。

事業開始となる令和4年度は、4名の方が受講されることとなりました。農業スキル育成講習修了者は、審査会での選考を経て、「農のサポーター※」に認定されます。

●講習内容

- (1) 土づくり、播種、防除、施肥、収穫等の基礎作業、主要野菜類の栽培技術
- (2) 区内農業者が講師を務める
- (3) 栽培する野菜（夏野菜、秋冬野菜）は講師が設定
- (4) 年20回程度の実技講習

●受講対象

受講者は、次のいずれかの要件を満たす方

- (1) 成増農業体験学校の卒業生で、かつ通年講習受講修了資格を取得した方
- (2) 既に区内農業者の指導により基礎的な農業スキルを所有し、区内農業者から受講候補生として推薦された方

●受講場所

農業体験農園（赤塚五丁目22番）

●受講期間

令和4年4月～令和5年2月

※ 農のサポーター

農作物を自らの手で育て、成果物を作ることができ、将来的に区内農業者の農耕作業や区の農業振興事業を担うことができる人材

農業委員への女性登用の推進に向けた取組について

政府の「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定。）において、農業の発展、農村への人材の呼び込みのためには、女性が働きやすく暮らしやすい農村にすることが重要であり、地域をリードする女性農業者を育成し、農村に関する方針策定への女性の参画を推進するため、特に農業委員、農業協同組合の役員等に占める女性の割合の向上に向けた取組などを一層推進することが定められました。

これを受け、板橋区では農業委員に占める女性の割合が将来的に3割となるよう目標を定め、周知活動や女性候補者の選定を行ってまいります。

区民農園用地を探しています

区民農園は、毎年募集区画を上回る申込みがあり、抽選を行うほど、人気のある事業になっています。このため板橋区では、区民農園の新規開設に向けて、借用可能な農地を探しています。

また、円滑化法の施行により、生産緑地もお借りできるようになりましたので、詳しくは、赤塚支所都市農業係までお問い合わせください。



今年度新規開園した赤塚一丁目第2農園の様子

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

相続や共有持分の放棄、法人の合併等により農地の権利を取得した場合は、農地法第3条の届出が必要です。権利を取得した日から10か月以内に農業委員会にお届けください。

また、権利を取得した農地（生産緑地以外）を転用する場合は、農地法第4条、または農地法第5条の届出が必要です。届出が受理されると転用ができるようになります。

※ 転用とは、農地を農地以外（建物を建てる、駐車場にするなど）に利用することです。

農業者年金加入で大きなメリットを

農業者年金は、加入者・受給者数などの影響を受けにくい積立方式（確定拠出型）の公的年金です。また、支払う保険料は全額社会保険料控除の対象となります。加入資格等詳しくは農業委員会事務局までご連絡ください。

（農業者年金のお申込みはJAの窓口になります。）

